

第 2 回浪江町仮設焼却施設運営協議会  
議事要旨

日 時	平成 27 年 5 月 14 日 (木) 13 : 00 ~ 14 : 30			
場 所	浪江町役場 2 階 大会議室			
出席者	委 員 ◎ : 会長	浪江町	◎南棚塩行政区長 上田順一 ・南棚塩行政区副区長 安倍政信 ・北棚塩行政区長 酒井忠春 ・中浜行政区長 (請戸地区区長会長) 川口登 ・請戸南行政区長 竹村英男 ・両竹行政区長 遠藤健 (北幾世橋南行政区長 欠席)	
		相馬双葉漁業協同組合	・請戸支所長 高野一郎	
		泉田川漁業協同組合	(代表理事組合長 欠席)	
		浪江町役場	・ふるさと再生課長 鈴木政己 ・ふるさと再生課 廃棄物対策係長 門馬純子	
		福島県	・生活環境部 一般廃棄物課長 目黒信二 ・相双地方振興局 県民環境部長 米沢修志	
		環境省 福島環境 再生事務所	・減容化施設整備課長 小島啓之 ・減容化施設整備課 課長補佐 八巻孝幸 ・放射能汚染廃棄物対策第一課首席廃棄物対策 大川裕 ・減容化施設整備課 課長補佐 赤石沢則男 ・浜通り北支所 首席廃棄物対策官 日塔長七	
		事務局	環境省福島環境再生事務所	
		事業者	日立造船・安藤・間・神戸製鋼所特定共同企業体	

議事要旨	<p>○運営協議会要綱の施設名称を「仮設処理施設」から「仮設焼却施設」に変更する旨の提案があり、承認された。</p> <p>○浪江町内に設置する3基の放射線モニタリングポストの設置場所について説明があり、承認された。</p> <p>○火入れ式の実施要領について事務局から説明があった。</p> <p>○質疑応答により、以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁網の鉛の取り外しは手間がかかるが、同時に焼却すると問題が出かねないので、相馬新地での経験を踏まえて丁寧に取り外してから焼却処理する。</li> <li>・焼却処理は6月に開始する。</li> <li>・焼却した後の灰は、仮設灰保管庫に貯留し、将来的には放射性物質の濃度に応じて、中間貯蔵施設又は管理型処分場に搬出する予定である。</li> <li>・焼却炉は1日300トンの廃棄物が焼ける能力を持っており、毎日300トン焼いて行く。処理対象物は163,000トンでこれを300トン/日で割ると543日で焼却できることになるが、休みもあり、概ね2年かけて焼いていく。</li> <li>・片付けごみは全て請戸と棚塩の仮置場に置かれている。</li> <li>・除染廃棄物は除染で出てくる可燃物で、枝葉とかで、各行政区の置場に置かれている。置場の数は21箇所であるが、相談中の箇所もあり、まだ増えてくる可能性がある。</li> <li>・除染廃棄物の搬入ルートは、浪江町様とこれから相談する。第1回の運営で「廃棄物搬入ダンプトラックはあまり町中を通らないでほしい。」との意見があったが、このような行政区の要望も極力考慮して決めていきたいと考えている。</li> </ul> <p>○仮設焼却炉の建設工事現場を見学し、施設概要を把握した。</p>
------	--

以上